

宛) 総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 御中

氏名 (代表者)	日本ユニシス株式会社 代表取締役社長 初井 勝人			
住所	〒135-8560 東京都江東区豊洲 1-1-1			
「スマート・クラウド研究会中間取りまとめ (案) ースマート・クラウド戦略ー」に対する意見の募集				
意見				
No.	意見を提出する該当ページ	意見を提出する該当項目	【総務省案】	【意見】
1	P21/22	企業コンプライアンスの確保	<p>企業コンプライアンスに関する主な論点としては、アプリケーションの開発・保守・運用やセキュリティ等のICT全般の内部統制に関するものと、企業ごとに帰属するデータの実在性、網羅性、正確性等の業務処理統制の内部統制に関するものがある。</p> <p>外部業務委託に係る内部統制の国際的な監査基準としては、米国公認会計士協会が定めたSAS70(アウトソーシングサービス等の受託業務に係る内部統制について評価する監査人の業務に関する基準)や日本公認会計士協会の監査基準委員会報告第18号(外部業務委託に関</p>	<p>J-SOX 法対応の初年度においても、左記基準の必要性が問題となりましたが、結果として利用者と外部委託先との個別対応となり、標準的な適用方針は示されませんでした。</p> <p>いわゆる「SAS70」や「18号報告書」は財務報告にかかる内部統制における証明の様なものであり、この議論から入って行きますと特定の目的に縛られ硬直化してしまうことが危惧されます。</p> <p>クラウドサービス事業者に過度なコスト負担をかけないためにも、クラウドサービス事業者による内部監査結果や自己点検結果を利用者が利用できるようにする方向でご検討頂ければ幸いです。</p>

			<p>する内部統制の運用状況を監査するための基準で「日本版S A S 70」にあたる。)があるが、こうした基準について、クラウドサービスを利用する場合の適用方針の明確化に向けた検討が必要となる [資料 21 ~22]。</p> <p>その際、監査等の理由から、利用者がクラウドサービス事業者のリソースへのアクセスを希望する場合に、一定の条件下で事業者側から情報を開示する仕組みをルール化することを検討することが必要である。</p>	
--	--	--	---	--